

議案第60号

損害賠償の額の決定について

三田市民病院内における医療過誤について、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解を成立させる必要が生じたため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び三田市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年三田市条例第35号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年5月24日提出

三田市長 田村克也

記

1 損害賠償の額の決定

損害賠償額 20,596,799円

2 相手方

三田市上井沢 ●●●●●●

● ● ● ●

3 概要

三田市民病院を受診し喉頭癌の手術を行うこととなった患者の左総頸動脈を誤って切離してしまったため、早急に切離した総頸動脈の吻合を行い、喉頭癌の手術は完遂したが、後日画像検査を施行したところ脳梗塞像が認められ高次脳機能障害を発症した。その後、リハビリテーション専門病院に転院し、退院後も通院でリハビリテーションを行ったが、後遺症が残存した。

三田市民病院における診療の状況について再度確認したところ、医療過誤があったことは明らかであり過失は免れないことから、これに係る賠償を行

おうとするものである。